

## 6 . 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6 - 1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時 間 の 区 分		当 該 地 域
	昼 間	夜 間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居のように供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、概ね、次のとおりである。  
 A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域  
 B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域  
 C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域  
 2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6 - 2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- (注) 1 AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。  
 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

< 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例 >（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。  
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。  
 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。  
 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6 - 3 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

(注) (区域の区分) a：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域  
 b：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域  
 c：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

< 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例 >（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6 - 4 道路交通振動の要請限度

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

(注) (区域の区分) 第 1 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 1 種区域および第 2 種区域  
 第 2 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 3 種区域および第 4 種区域  
 (時間の区分) 昼間:午前 6 時から午後 10 時まで、夜間:午後 10 時から翌日の午前 6 時まで  
 (その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から 5 デシベル減じた値とする。

表 6 - 5 - 1 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第 1 種 区域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) (区域の区分) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。)

第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。)

第 3 種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第 4 種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(都市計画法に基づく工業地域。)

(時間の区分) 朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで

夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

(その他) 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 ホンを減じた値とする。

表 6 - 5 - 2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の制限

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準				備考	
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業の 禁止	1日の 制限	作業時間 の制限		日曜日、 その他の 休日 の作業禁止
くい打機、くい 抜機又はくい 打くい抜機を 使用する作業	85 デシベル		第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の日 の 日 休	もんけん、圧入式くい打 くい抜機又はくい打機をア ースオーガーと併用する 作業を除く。
びょう打機を 使用する作業						
さく岩機を使 用する作業						作業地点が連続的に移動 する作業にあっては、1日 における当該作業に係る 二地点間の最大距離が50 mをこえない作業に限る。
空気圧縮機を 使用する作業						電動機以外の原動機を用 いるものであって、その定 格出力が15kW以上のも のに限る。(さく岩機の動 力として使用する作業を 除く。)
コンクリート プラント又は アスファルト プラントを設 けて行う作業						混練機の混練量がコンク リートプラントは、0.45 m <sup>3</sup> 以上、アスファルトプ ラントは、200kg以上の ものに限る。(モルタル製 造のためにコンクリート プラントを設けて行う作 業を除く。)
バックホウを 使用する作業						原動機の定格出力が80 kW以上のものに限る。
トラクターシ ヨベルを使用 する作業						原動機の定格出力が70 kW以上のものに限る。
ブルドーザー を使用する作 業						原動機の定格出力が40 kW以上のものに限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m以内の区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除く。

表 6 - 6 - 1 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域：都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。  
 第2種区域：都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。  
 第3種区域：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。  
 第4種区域：都市計画法に基づく工業地域。  
 第5種区域：都市計画法に基づく工業専用地域。  
 その他の区域：上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで 昼間：午前8時から午後7時まで  
 夕：午後7時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (その他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5ホンを減じた値とする。

表 6 - 6 - 2 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	午後11時から翌日午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第 1 種、第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 及 び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）」、「ボーリング営業」、「カラオケボックス営業」、「車両洗浄装置を使用または使用させる営業」の4種  
 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6 - 7 - 1 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 7 - 2 特定建設作業と規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の 制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打 くい抜機を 使用する作業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日 の午後7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の日	もんけん、圧入式くい打 機、油圧式くい抜機、圧入 式くい打くい抜機を除く。
鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
舗装版破碎 機を使用す る作業						第2号区域 午後10時 から翌日 の午前6時 まで
ブレーカー を使用する 作業						手持式のを除く、作業 地点が連続的に移動する 作業にあっては、1日にお ける当該作業使用する作 業に係る二地点間の最大 距離が50mを超えない作 業に限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m以内の区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

表 6 - 8 悪臭防止法に定める規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	A 区 域	B 区 域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm	0.02 ppm
ア セ ト ア ル デ ヒ ト	0.05 ppm	0.1 ppm
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノ ル マ ル プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.03 ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.02 ppm
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。  
 B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表 6 - 9 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準：臭気指数 18

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表6-10 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成13年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		10 項		11 項		合 計		
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
市町村名																							
福井市	66	154	142	850	3	4	229	6,164	5	6	75	175	1	2	86	237	7	35	2	7	616	7,634	
敦賀市	24	101	24	82			1	50	3	6	15	37	1	1	14	87	1	28			83	392	
武生市	65	246	32	359	2	10	76	2,310	6	7	31	101	3	10	15	53	3	18			233	3,114	
小浜市	3	180	10	56							8	41			9	23		25		2	30	327	
大野市	1	1	2	22			73	4,363			25	38			4	16					105	4,440	
勝山市			16	82	2	6	85	4,622			6	30			3	15	1	1			113	4,756	
鯖江市	20	159	23	80	2	3	144	7,321	4	4	9	17			9	33	5	18	1	4	217	7,639	
松岡町	2	7	10	52			46	1,452			2	5			4	12					64	1,528	
三国町							4	143			5	17			3	17					12	177	
芦原町															2	7					2	7	
金津町	2	53	7	82			33	1,035			3	6									45	1,176	
丸岡町	1	6	2	6			343	3,620	2	2	6	25			3	5					357	3,664	
春江町							87	2,507							1	4					88	2,511	
今立町			1	1			40	1,250			7	8	21	31	5	16	4	15			78	1,321	
美浜町			1	1							3	10									4	11	
高浜町	1	3	6	32	2	2			1	1											10	38	
合 計	185	910	276	1,705	11	25	1,161	34,837	21	26	195	510	26	44	158	525	21	140	3	13	2,057	38,735	

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)



表 6 - 11 騒音に係る特定建設作業届出状況（平成 12 年度）

施設種類 市町村名	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	6 項	7 項	8 項	合 計
	くい打機等を使用する作業	びょう打機等を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等を設けて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザを使用する作業	
福 井 市	2			2		6			10
大 野 市	1		1						2
三 国 町	2			1					3
高 浜 町			1		1	1			3
合 計	5	2	2	3	1	7			18

（資料：環境政策課）

表 6 - 13 振動に係る特定建設作業届出状況（平成 12 年度）

施設種類 市町村名	1 項	2 項	3 項	4 項	合 計
	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用し、破砕する作業	舗装版破砕機を使用する作業	ブレーカーを使用する作業	
福 井 市	2			11	13
敦 賀 市				1	1
大 野 市	1			1	2
鯖 江 市	1				1
三 国 町	3				3
合 計	7			13	20

（資料：環境政策課）

表6-12 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成13年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		10 項		合 計		
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
市町村名																							
福井市	44	80	54	258	1	1	88	2,345			6	7	23	60			6	98	2	2	224	2,851	
敦賀市	18	98	13	23			1	48	2	4	3	3	6	36			1	28			44	240	
武生市	55	142	18	117	3	12	67	2,210			4	4	11	27	1	15	2	20			161	2,547	
小浜市	3	180	7	29							2	2	1	1				25			13	239	
大野市			1	21			62	3,657			2	2	2	11						1	68	3,692	
勝山市	1	2	2	26	2	34	68	4,330			2	3					1	2			76	4,397	
鯖江市	25	291	14	36	3	4	55	2,569			6	14	4	14	4	4	3	20	1	4	107	2,942	
松岡町			3	6			51	1,274			4	11	4	11							58	1,291	
三国町							4	143													4	143	
芦原町													2	7							2	7	
金津町	1	1	6	32			10	315													17	348	
丸岡町			2	6			153	1,633			1	2									156	1,641	
春江町							87	2,507					1	4							88	2,511	
今立町			2	2			28	732					1	1			2	13			33	748	
美浜町											3	10									3	10	
高浜町	1	3	3	14	1	1															5	18	
合 計	148	797	125	570	10	52	674	21,763	2	4	23	33	57	172	1	19	15	206	4	9	1,059	23,625	

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表 6 - 14 公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況

(平成 13 年 3 月 31 日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの			
市 町 村 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福 井 市	31	119							31	119
敦 賀 市	22	41					1	1	23	42
武 生 市	20	53	2	2					22	55
小 浜 市	3	11							3	11
大 野 市	9	34							9	34
勝 山 市	5	18							5	18
鯖 江 市	3	4							3	4
美 山 町	1	1							1	1
三 国 町	22	109							22	109
芦 原 町	8	14							8	14
金 津 町	4	20							4	20
丸 岡 町	8	8							8	8
春 江 町	5	16							5	16
坂 井 町	14	25					1	1	15	26
今 立 町	2	2							2	2
池 田 町	3	9							3	9
南 条 町	1	1							1	1
今 庄 町			1	1					1	1
宮 崎 村	3	3							3	3
三 方 町	12	48							12	48
美 浜 町	13	14							13	14
上 中 町	4	4	1	1					5	5
大 飯 町	5	7							5	7
合 計	198	561	4	4			2	2	204	567

(資料：環境政策課)